第 250 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日　　時　令和 7 年 8 月 25 日(月) 午前 9 時 00 分～ 午前 9 時 40 分

2. 場　　所　横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 (36名)

1番 恩田 洋一	3番 藤原 寿成	4番 藤原 康正	6番 古田川 光彦
7番 永濱 孝之	8番 安部 治美	9番 石原 博	10番 高橋 正敏
11番 藤原 克己	12番 和久利 勝	13番 石原 敬士	16番 大坂 茂
17番 安部 傭造	18番 金倉 弘美	19番 藤井 卓	20番 八澤 幹夫
21番 森合 健一	22番 藤原 昭則	24番 佐藤 昌利	25番 石原 宏二
26番 賀元 亨	28番 藤原 修	29番 藤原 功	30番 山田 幸則
31番 白名 貴美子	32番 嵐谷 行徳	33番 新田 昭喜	34番 卜藏 秀夫
35番 浅野 保男	36番 川西 雄二	37番 小池 俊彦	38番 堀尾 敏久
39番 大塚 真人	40番 安部 秀男	41番 梅木 達也	42番 松島 昭夫

4. 事務局又は説明者

農業委員会　会計年度任用職員　佐藤　のぞみ

5. 欠席委員 (6名)

2番	石原 隆幸	5番	岩田 孝史	14番	和久利 健	15番	立石 覚
23番	渡部 雅一	42番	原田 二朗				

6. 議事日程

日程第１号　議事録署名委員の指名

日程第２号　報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による届出について

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について

議案第３号　農地利用集積等促進計画の承認について (一括契約)

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	おはようございます。 先般、■■■■のお母さんが亡くなられまして、勝手ではございましたが、4人で相談いたしまして、互助会の方から香典をさせていただいておりますのでご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。 盆過ぎから稲刈が始まりまして、これからまだ暑い日が続きます。事故がないよう体に気をつけて、また作業を進めていただきたいというふうに思っております。 今日農協理事会があると思いますが、米の価格が多分15,000円以上のものを発表するという話を聞いております。それから仁多米につきましては16,000円ぐらいの価格になるんじゃないかというふうに思っております。我々生産者にとっては非常に嬉しい話でございますが、消費者から見れば高いなということで、米離れが起きなければいいがな、という気がしているところでございます。 先日の新聞でございましたが、農林水産省は農地中間管理機構を通じた農地集積に対しまして、今まで集積協力金が支払われておりましたが、これを来年からは地域で分散している農地を、担い手が分散して作っている農地を、集約するということに対して集落協力金を出すという話が出ていました。なかなか集積自体も難しい中で、この田舎で集約するということもまた、大変なことじゃないかなというふうに思っております。各集落で今法人を考えておられるところがございましたら、なるべく3月までに法人を立ち上げてこの集積金をたくさんもらっておかれた方がいいかな、という気はしております。どうかそのようにまた推進をお願いいたします。 では総会に入らせていただきます。 ただいまより、第250回奥出雲町農業委員会総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出席者の報告をいたします。本日の欠席者は、2番石原委員、5番岩田委員、14番和久利委員、15番立石委員、出席者は18名中14でございます。よって、過半数に達しており本日の総会は成立いたします。なお、推進委員の欠席は2名、出席は22名でございます。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、13番　石原委員、16番　大坂委員にお願いをいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。報告第1号からその他まで順次行います。 それでは議事に入ります。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届け出について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和7年8月25日提出。奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番ほか2筆。地目　登記簿/現況ともに田。面積2,666㎡ほかで、合計7,391㎡。賃貸人　一般社団法人　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。賃借人　有限会社△△△△。住所　●●●●番地。解約届出日、成立日、土地引渡時期は、いずれも令和7年8月1日。解約の理由　双方の合意による。 番号2、農地の所在　□□□□番ほか2筆。面積2,666㎡ほかで、合計7,391㎡。賃貸人　◆◆◆◆、住所▽▽▽▽在住。賃借人　一般社団法人　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。解約届出日、解約成立日、土地引渡時期は、いずれも令和7年8月1日。解約の理由　双方の合意による。 以上です。
議長	事務局説明が終わりました。報告事項でございますので、質疑、承認等は行いません。 次に議案第1号　農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明をお願いします。

事務局	議案第1号　農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和7年8月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□、1筆。地目は、登記簿/現況ともに田。面積2,258㎡。権利種別　3条有償移転。譲渡人　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積は、ご覧のとおりです。申請事由　所有権の移転。対価総額　◇◇◇◇円。譲受人　△△△△、住所　■■■■番地。権利取得後の経営面積は564aです。資料1に地図を載せておりますので、ご覧ください。 この案件につきましては周辺地域の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、権利取得後に行う耕作など、事業に必要な農作業に従事する、と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について19番藤井委員、お願いいたします。
19番	19番　藤井が補足説明をいたします。場所については、先程の資料１でご説明のとおり、■▼■▼から□▽□▽に向かって行きますと、右側に入ったところにあります。この度、◎◎◎◎の○○○○さんが所有されておりました田んぼを、△○△○の構造改善事業の集積のために、地元の△△△△さんに所有権移転するものでありまして、特別問題はないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号1について承認することに決しました。 次に、議案第2号　農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見ついて、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和7年8月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1　農地の所在、□□□□番ほか1筆。地目は、登記簿/現況ともに田。面積756㎡ほかで、合計1，048㎡。申請人氏名　▼▼▼▼法人　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。転用目的墓地、施設等、永代供養墓地。転用理由　後継者がいなくなり、将来における墓地の管理に不安を持つ檀徒が多く、お寺で永代管理できる墓の需要が増えてきたため。除地については、平成29年12月22日付けで公告されています。資料2に地図を載せておりますので、ご覧ください。 農業公共投資の対象となっていない小集団農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2項に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成するこができない場合に該当するものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長	事務局説明が終わりました。議案第2号番号1について補足説明に入ります。補足説明を30番山田委員、お願いいたします。
30番	三沢の30番山田が補足説明をいたします。位置的には地図にございますが□■□■の下の方に○○○○さんがありますが、△▲△▲農道の方に向かって○●○●に下がったところでございます。この土地が現況としては管理地という格好になっておりまして、現在草刈あるいはハスの花の栽培をしておられますけれども、ここに檀家さんからの要望で墓地が集約できないかということで、いろいろ話があったようで、今回ここの土地を永代供養墓地ということで、改良したいという申し出がございました。周辺の地域、特に問題なかろうかというふうに思っておりますので、審議のほどよろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号1について承認することに決しました。 次に議案第3号　農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	4ページをご覧ください。 議案第3号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画案について、意見を求める。令和7年8月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 総会通知にはありませんでしたが、本日議案の番号6を1件追加させていただいております。また、担当委員さんには本日議案にあがりますことを事前に連絡をさせていただいております。 議案を読み上げます。 番号1、農地は、□□□□地内3筆。面積は合計2，899㎡。権利種別　機構法使用賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。貸借権の設定を受ける者　△△△△、住所　■■■■番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号2から番号4は受け手が同じですので、一括して読みます。貸借権の設定を受ける者　株式会社　△△△△、住所　■■■■。いずれも解除条件付き賃貸借です。 番号2、農地は□□□□地内2筆。面積は合計6,670㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。10a あたりの賃借料は、◇◇◇◇円。以下は、ご覧のとおりです。 番号3、農地は□□□□地内1筆。面積3,932㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。10a あたりの賃借料は◇◇◇◇円。以下は、ご覧のとおりです。 5ページをご覧ください。 番号4、農地は、□□□□地内1筆。面積2，215㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者、○○○○、住所　▲▲▲▲番地。10a あたりの賃借料は◇◇◇◇円。以下はご覧のとおりです。

事務局	番号5、農地は、□□□□地内2筆。面積は合計6，619㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲在住。貸借権の設定を受ける者　△△△△、住所　■■■■番地。10aあたりの賃借料は、玄米◇◇◇◇kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号6、番号7は出し手が同じです。 貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲在住。 番号6、農地は、□□□□地内1筆。面積2，666㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権の設定を受ける者　△△△△、住所　■■■■番地。10aあたりの賃借料は、◇◇◇◇円。以下は、ご覧のとおりです。 6ページをご覧ください。 番号7、農地は、□□□□地内2筆。面積は合計4，725㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権の設定を受ける者　△△△△、住所　■■■■番地。10aあたりの賃借料は、◇◇◇◇円。以下は、ご覧のとおりです。 以上の案件につきましては、貸借権の設定を受けようとする者について、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第5項　第2号及び第3号に規定する要件、 ・耕作などの事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること。 ・耕作などの事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 の、要件を満たしているかどうかを確認した上で、機構に本農業委員会の意見を提出するようになります。以上ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて議案第3号番号1の補足説明に入ります。番号1の補足説明を、26番賀元委員お願いします。
26番	地内は◎◎◎◎と書いてありますけども、自治会は◇▲◇▲自治会であります。●□●□のところから500mぐらいのところの3枚ありますところの田んぼですけれども、所有者は○○○○さん、これ親父さんで、それから△△△△さんは子供さんですので、別に問題はないと思いますので審議をよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号1について承認することに決しました。 次に、番号2、番号3、番号4の補足説明を、33番新田委員続けてお願いします。
33番	33番新田が補足説明をいたします。この畑につきましては、▼▽▼▽と◇△□△と○■○■の間にございます開発団地でございまして、△△△△、数年前といいますかだいぶ前からもうワイン用のブドウを作ってこられました。今回その面積を増やすということで、それぞれの皆さんの畑を借りて、増産される予定でございます。特に問題はないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。次に2番、3番、4番一括質疑、承認することに異議ございませんか。

議長	(なしの声) 2番、3番、4番質疑ございませんか。 (なしの声) 2番、3番、4番承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 2番、3番、4番に承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって2番、3番、4番について承認することに決しました。 次に番号5の補足説明を、36番川西委員お願いします。
36番	36番が5番について補足説明をします。○○○○さんから△△△△さんへの委託耕作について、△△△△さんは熱心な耕作者でありますので、何ら問題はないと思います。よろしくご審議ほどお願します。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号5について承認することに決しました。 次に、番号6、番号7については出し手が同じでございますので、続けて補足説明を、41番梅木委員お願いします。
41番	はい。41番梅木が説明させていただきます。 こちらも圃場につきましては、最初に解約の報告事項で出ていましたけれども、その圃場でございます3筆です。 まず7番の方からですけれども、この地域の圃場はされているんですけど、たまたまそこの圃場についてはされていなくて、まず7番のですね、2筆の圃場につきましても、水系で水がなかなか来ないとか、田んぼの面積も4，000㎡以上になってますけれども、2筆にはなっておりますけれども、実際には6筆に分かれていてかなり小さい田んぼというふうなことです。そういった事情があって解約され、今回の中でもですね、△△△△さんの方が○●○●ということで、精力的にいろいろな活動されてましたけども、なかなか引き受け手がないということで、ならば今回は自分がやるわ、というようなことだった事情でございます。 それからもう1つの6番のですね、▼▼▼▼さんの方ですけれども、こちらもこの辺りで人格者ですので、▼▼▼▼さんがこの1筆であればやってやるわ、というようなことでやったわけですけれども、この圃場もですね、1筆ですけれども実際には4筆に分かれていまして、水の管理がなかなか大変だということで、極小田んぼということで、今回はお願いしてやってもらってるというふうな状況でございます。たごしに水を入れるようなそういった圃場ですので、なかなか大変だと思いますけれども、お願いしてやっていただいているというようなことです。補足説明は以上でございます。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 番号6について質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号6について承認することに決しました。 次に番号7について質疑に入ります。

議長	番号7について質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号7について承認することに決しました。 続いて、その他に入ります。事務局、その他何かございますでしょうか。
事務局	(事務局より事務連絡) (1)8/20　雲南地区農業委員会研修会、意見交換会参加のお礼 ※木次線利活用事業利用についても報告 (2)農業委員会だよりの全戸配布について(8月広報で全戸配布) ※担い手についての情報提供を依頼 (3)令和8年度農業委員会視察研修と出欠報告についての周知 (4)奥出雲町渇水保温対策事業について(糸原事務局より説明) (5)JAしまね概算金決定について(糸原事務局より説明) (6)11/18　京丹波町の視察受入れ(阿井地区連携等)について
議長	そういたしますと来月の総会でございますが、9月25日(木)9時からこの会場で行います。忙しい中ではございますが、出席の方よろしくお願い申し上げます。 それでは本日の総会を終わります。気をつけてお帰りください。